

## 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本助成金は、県外に在住又は県外にある企業等に勤務するプロフェッショナル人材が、鳥取県内企業に就職するために参加した面接等に係る交通費を助成し、県外在住者のプロフェッショナル人材の鳥取県内企業への就職を促進し、鳥取県内企業の人材を確保することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内企業 鳥取県内に本社、支社、支店、事業所等を開設している又は開設する予定の企業をいう。
- (2) 面接等 鳥取県立ハローワーク、鳥取県技術人材バンク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が仲介して行う採用面接又は企業見学をいう。
- (3) 県外在住者 鳥取県以外に居住している者をいう。
- (4) 面接地 県内企業が面接等を実施する住所（鳥取県内に限る。）をいう。

### (助成金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、本助成金の交付の対象となる者（以下「助成金対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 助成金対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳥取県立ハローワーク又は鳥取県技術人材バンク（以下「技術人材バンク」という。）に求職登録をしている県外在住者
  - (2) 県外の企業等において、専門的な技術や免許資格、知識や技能などを有し、事業の企画運営、海外進出、販路開拓、商品・サービス開発、生産性向上、技術開発、IT関連分野などにおいて、概ね3年以上の実務経験を有する者
  - (3) 面接等の参加にあたり、鳥取県立ハローワーク又は技術人材バンクの支援を受けた者
- 3 前項の規定にかかわらず、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が支援する者については、助成金対象者とする。

### (助成対象経費)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、本要綱の施行日以後に、助成金対象者が県内企業への就職を目的とした面接等に参加するにあたり、助成金対象者の住所地から面接地との往復の移動に要した交通費（最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。）のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 航空賃
- (3) バス料金

### (助成金の額)

第6条 助成金額は、助成対象経費の合計額の2分の1以下とし、助成金対象者1人につき5万円を限度とする。

### (助成金の利用回数)

第7条 前条の場合において、助成金対象者が本助成金を利用できる回数は、2回までとする。

(交付申請の時期等)

第8条 本助成金の交付申請は、面接等の日の14日前までに行うものとする。

2 前項の申請は、様式第1号によるものとし、様式第2号を添付するものとする。

3 第4条第3項に規定する者については、前項とあわせて、とつとりプロフェッショナル人材戦略拠点支援証明書（別紙1）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第9条 本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として面接等の日までに行うものとする。

2 前項の通知は、様式第3号によるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、知事は、交付申請の内容がこの要綱に定める要件に適合しない場合及び助成金対象者が規則第6条の2に該当する場合は、交付決定をしないものとする。

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(交付決定に係る変更（中止・廃止）申請)

第11条 規則第12条の変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第4号によるものとし、様式第2号を添付するものとする。

(承認を要しない変更)

第12条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、助成事業に係る本助成金の増額変更以外の変更とする。

(実績報告の時期等)

第13条 本助成金の実績報告は、面接等の日から起算して30日以内又は交付決定を受けた年度の翌年度4月10日までのいずれか早い日までに行うものとする。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとし、様式第6号及び次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 面接等実施証明書（別紙2）

(2) 助成対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

(3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

(調整)

第14条 同一移動内において、助成金対象者が次の各号を利用した場合は本助成金を支給しないものとする。

(1) 鳥取空港の利用を促進する懇話会及び米子空港利用促進懇話会が所管する鳥取県内国内便エアサポート支援事業

(2) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構が所管するふるさと鳥取企業見学会参加費用助成金

(助成金の返還)

第15条 規則第22条に定める場合のほか、知事は、助成金対象者が偽りその他不正な行為によつて本助成金の支給を受けた場合には、本助成金の交付決定を取消し、支払った本助成金の返還を命ずるものとする。

(提出書類の部数等)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。